

## 弘前市協働によるまちづくり推進審議会の見学について

## 1 手続

弘前市協働によるまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を見学しようとする方は、開会前に会議一般受付簿（様式）に氏名及び住所を記載し、会議室の所定の席（以下「一般席」という。）に着席してください。

## 2 見学の拒否及び制限

(1) 次のいずれかに該当する方は、審議会を見学することができません。

ア 議事の進行を妨げる、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方

イ 会議室の施設、附属設備等の損傷や汚損をするおそれがあると認められる方

ウ その他会長が不相当と認める方

(2) 会長は、一般席の都合により見学人数を制限することができます。

## 3 見学者の遵守事項

見学者は、一般席において次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

ア 私語、飲酒、喫煙をしないこと。

イ みだりに席を離れないこと。

ウ 委員等の発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

エ 議事の進行を妨げる、他人に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある行為をしないこと。

オ 会議室の施設、附属設備等の損傷や汚損、またはそのおそれがある行為をしないこと。

カ 会長及び職員の指示に従うこと。

## 4 写真、動画等の撮影及び録音等の禁止

見学者は、一般席において写真、動画等の撮影、録音等をしてはいけません。ただし、会長の許可を得たときは、この限りではありません。

## 5 非公開の審議会

見学者は、審議会を公開しないこととする議決があったときは、速やかに退場してください。

## 6 見学者の退場

会長は、見学者がこの定めに違反していると認めたときは、退場させることができます。

以 上